

## &lt;循環型社会形成推進基本計画進捗状況の評価・点検結果 素案&gt;

循環型社会形成推進基本計画に基づく  
施策の進捗状況について（第1回点検結果）

## I はじめに

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する「循環型社会」を形成するため、平成12年5月に循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）が制定されました。

循環基本法は、循環型社会の形成に関する基本的な計画として、循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」）を策定することを規定しています。当中央環境審議会循環型社会計画部会では、平成14年8月以降、8回の審議と、7回の地方ヒアリングを実施して循環基本計画の案を作成し、これを基に、平成15年3月「循環基本計画」が閣議決定されました。

この循環基本計画は、循環型社会の形成に関する施策の総合的、計画的な推進を図るための中心的な仕組みとなるものです。循環型社会のあるべき姿についてのイメージを示し、循環型社会形成のための数値目標を設定するとともに、国及びその他の主体の取組の方向を示しています。

循環基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、循環基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向について政府に報告することとされています。その第一回目の点検として、当部会では、平成16年4月に予備的な審議を行ったうえで、同年11月から、関係者のヒアリングも踏まえながら、5回にわたって集中的に審議を行い、この点検結果を取りまとめました。

今回は、第1回目の点検ということで、数値目標や取組の状況について、現時点で可能な範囲で評価し、今後の課題と取組の方向を提言しています。

今回の点検報告、そして今後の点検の積み重ねにより、循環型社会の形成に向けた施策が総合的、効果的に進展していくことを期待しています。

## II 循環型社会形成のための数値目標に関する進捗状況

### 1 物質フロー指標に関する目標

(表1 物質フロー指標に関する目標)

目標年次：平成22年度

指標	資源生産性	循環利用率	最終処分量
目標	約39万円／t	約14%	約28百万t

#### (1) 現状

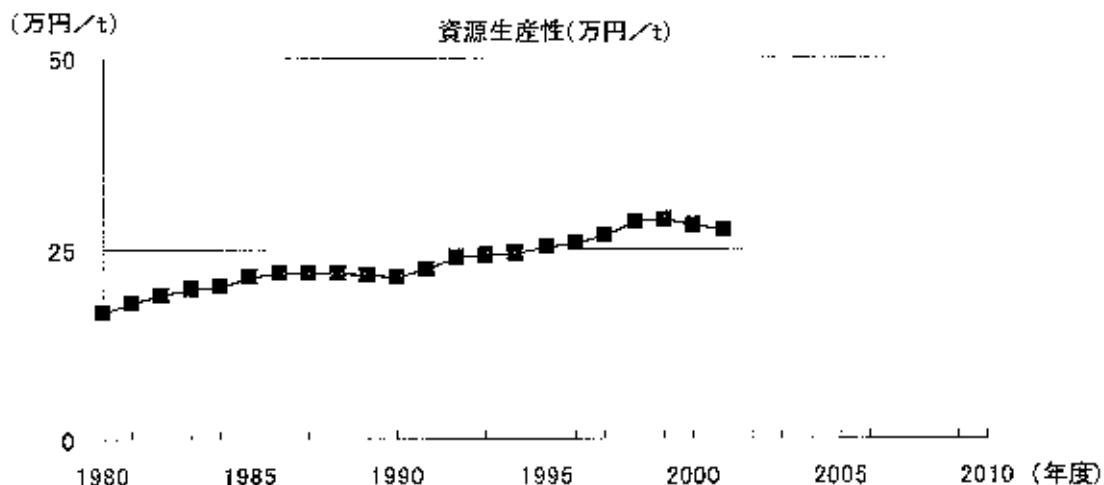
資源生産性は、平成13年度で約27.5万円／t（12年度約28.1万円／t）であり、前年度と比べ約2.1%減少しました。

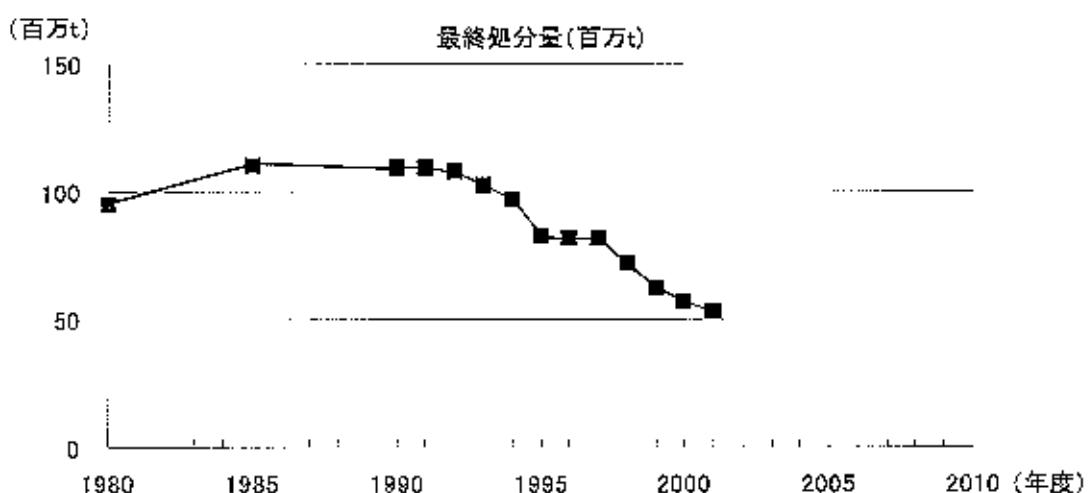
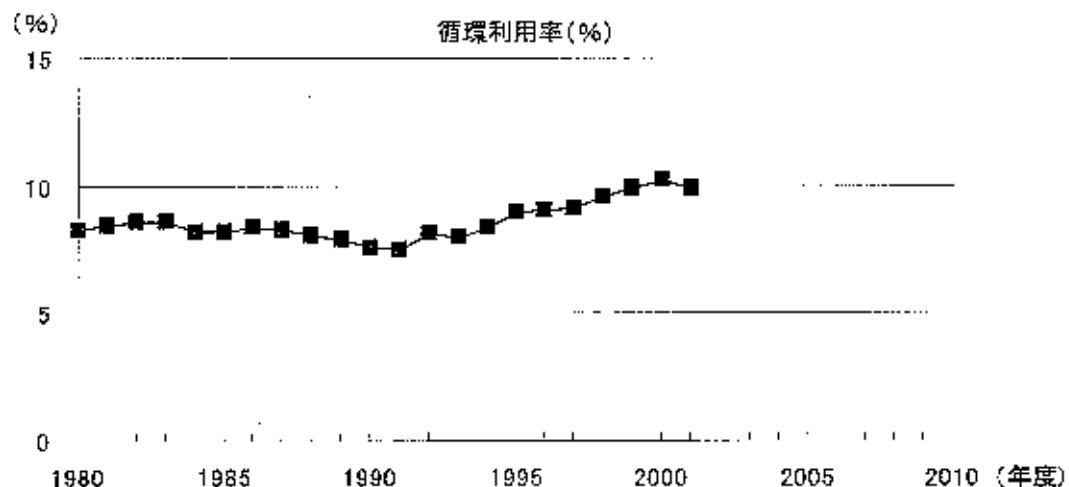
循環利用率は約9.9%（同約10.2%）であり、前年度と比べ約0.3ポイント減少しました。

最終処分量は約5,195万t（同約5,551万t）であり、前年度と比べ約6.4%減少しました。

(表2 資源生産性・循環利用率・最終処分量の推移)

	2年度	12年度	13年度			2年度比	12年度比
			2年度比	12年度比	13年度		
資源生産性	万円／t	21.4	28.1	27.5	+28.5%	-2.1%	
循環利用率	%	7.6	10.2	9.9	+2.3ポイント	-0.3ポイント	
最終処分量	延べ（万t）	1,681	1,051	995	-40.8%	-5.3%	
最終処分量	延べ（万t）	8,900	4,500	4,200	-52.8%	-6.6%	
最終処分量	合計（万t）	10,581	5,551	5,195	-50.9%	-6.4%	





## (2) 評価と課題

- ① 資源生産性や循環利用率は、これまで右肩上がりの傾向で推移してきたものの、ここ2年はやや下降きみとなっています。
- ② 資源生産性が減少している主な要因としては、岩石の採取量の増大とGDP（国内総生産）の減少が考えられます。前者について、大規模公共工事に伴う一時的な資源の投入により本指標を変動させることとなってしまっている可能性があることから、実態をより良く把握するための補助的な指標を検討していくことが課題です。
- ③ 循環利用率が減少している主な要因は、鉄くずや古紙等の海外への輸出量の増大等と考えられます。これら循環資源の輸出量の把握と評価をどうしていくかを検討することが課題です。
- ④ 最終処分量は、減少しており、目標達成に向けて着実に進展しているものと考えられます。

- ⑤ 物質フロー指標については、廃棄物に関する統計情報の関係で、データが入手可能となるまでに時間がかかっています。次回点検では、さらなる集計の早期化に努めるとともに、一部地域のデータを先行的に見ることにより全体の動向を推測するなど、パイロット的な指標の可能性も検討すべきです。
- ⑥ 資源生産性の指標については、一時的大規模公共事業のための土石の採取が全体の傾向に影響を与える可能性が認識され、また、循環利用率の指標については、循環資源のリサイクル向けの輸出が循環利用率を引き下げる事が確認されました。これらの影響を踏まえつつ指標全体の動向を評価できるよう、補助的な指標の設定などの適切な方法を検討する必要があります。

## 2 取組指標に関する目標

(表3-1 取組指標に関する目標)

目標年次：平成22年度

取組区分	取組指標	取組目標
循環型社会に向けた意識・行動の変化	廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意義を持つ	(アンケート調査結果として) 約90%
	これらの具体的な行動をとる	(アンケート調査結果として) 約50%
一般廃棄物の減量化	1人1日あたり家庭から排出するごみの量 (資源回収されるものを除く)	12年度比約20%減
	1日当たりに事業所から排出するごみの量 (資源回収されるものを除く)	
産業廃棄物の減量化	最終処分量	2年度比約75%減
グリーン購入の進捗	組織的なグリーン購入の実施	(アンケート調査結果として) 全ての地方公共団体 約50% 上場企業 ※1 約50% 非上場企業 ※2 約30%
環境経営の進捗	環境報告書の公表	(アンケート調査結果として) 上場企業 約50%
	環境会計の実施	非上場企業 約30%
循環型社会ビジネス市場の拡大	市場規模	9年比2倍
	雇用規模	

※1 上場企業：東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業（以下、同様）

※2 非上場企業：従業員500人以上の非上場企業及び事業所（以下、同様）

## (1) 現 状

### ① 循環型社会形成に向けた意識・行動の変化

ア 平成15年度のアンケート調査において、「廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持つ」に関連する質問への肯定的回答は、83.6%～92.7%でした。また、「これら具体的な行動をとる」に関連する質問への肯定的回答は、23.5%～57.8%でした。

イ なお、小中学生を対象とした子供調査においては、「大量のゴミを出したりする今の生活は改めた方がよい」を肯定する回答は90.8%で関心の高さが窺えました。

(表3-2 意識・行動の変化)

#### ○意識

設問項目	14年度	15年度
環境のことを考えて、使い捨てはやめ、リユース、リサイクルを進めるべきだ	90.2	92.7
大量消費・大量発売型の生活様式を改めるべきだ	87.8	90.7
消費者が環境を配慮した製品を買うようになれば企業の環境保全へのとりくみが促進されると思う	83.9	83.6

(単位:%)

#### ○行動

設問項目	14年度	15年度
地球に優しいエコマーク等のついた商品を購入することを心がけている	29.6	30.7
物は修理して長く使うようにしている	57.5	57.8
日常生活においてできるだけゴミは出さないようにしている	52.7	48.8
不要品をバザー、フリーマーケット、ガレージセール等のリユース、リサイクルに回している	24.6	23.5

出典：平成15年度環境にやさしライフスタイル実態調査（環境省調査16年10月公表）

## ② 廃棄物等の減量化

### ア 一般廃棄物の減量化

(ア) 1人1日あたりの家庭からのごみの排出量（資源回収されるものを除く）は、13年度で634g／人日で、前年度(633g／人日)と比べ0.2%増加しました。

(イ) 1日あたりの事業所からのごみの排出量(資源回収されるものを除く)は、

13年度で約9.3kg／日で、前年度（約9.9kg／日）と比べ約6.1%減少しました。

（表3-3 一般廃棄物の減量化）

		11年度	12年度	13年度	12年度比
1人1日あたり家庭からの排出量 (資源回収されるものを除く)	g／人日	640	633	634	+0.2%
1日あたり事業所からの排出量 (資源回収されるものを除く)	kg／日	9.7	9.9	9.3	-6.1%

出典：一般廃棄物の排出及び処理状況等（13年度実績）（環境省調査：16年3月公表）

#### イ 産業廃棄物

13年度の最終処分量は、42百万tで、2年度と比較して52.8%減少しました。

（表3-4 産業廃棄物の減量化）

	2年度	11年度	12年度	13年度	2年度比
総排出量	万t	39,500	40,000	40,600	40,000
再生利用率	万t	15,100	17,100	18,400	18,300
減量化量	万t	15,500	17,900	17,700	17,500
最終処分量	万t	8,900	5,000	4,500	4,200

出典：産業廃棄物の排出及び処理状況等（13年度実績）（環境省調査：16年3月公表）

### ③ 循環型社会ビジネスの推進

#### ア グリーン購入の推進

- (ア) 地方公共団体における15年度のグリーン購入の実施率は38.4%で、前年度の38.7%と比較して0.3ポイント減少しました。
- (イ) 企業における15年度のグリーン購入の実施率は、上場企業で29.4%(14年度22.9%)、非上場企業で21.7%（同17.8%）であり、前年度と比べ、上場企業で6.5ポイント、非上場企業で3.9ポイント増加しました。

(表3-5 地方公共団体におけるグリーン購入の取組状況)

	14年度	15年度
合計	38.7%	38.4%

出典：平成15年度地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査

(環)

境省調査：16年6月公表)

(表3-6 企業におけるグリーン購入の取組状況)

	14年度	15年度
上場企業	22.9%	29.4%
非上場企業	17.8%	21.7%

出典：平成15年度環境にやさしい企業行動調査(環境省調査：16年9月公表)

注)「環境に契する購入ガイドラインまたは購入リスト等を作成し、原材料や物品・サービス等を選定している」と答えた企業の割合。

#### イ 環境経営の推進

- (7) 15年度の環境報告書の公表率は上場企業で38.7%（14年度34.0%）、非上場企業で17.0%（同12.2%）であり、前年度と比べ、上場企業で4.7ポイント、非上場企業で4.8ポイント増加しました。
- (8) 同様に、環境会計の実施率は上場企業で31.8%（同26.8%）、非上場企業で17.2%（同13.3%）であり、前年度と比べ、上場企業で5.0ポイント、非上場企業で3.9ポイント増加しました。

(表3-7 企業の環境報告書・環境会計の取組状況)

環境報告書	14年度	15年度	環境会計	14年度	15年度
上場企業	34.0%	38.7%	上場企業	26.8%	31.8%
非上場企業	12.2%	17.0%	非上場企業	13.3%	17.2%

出典：平成15年度環境にやさしい企業行動調査(環境省調査：16年9月公表)

注)環境報告書は、「作成・公表している」と答えた企業の割合。

環境会計は、「既に導入している」と答えた企業の割合。

#### ウ 循環型社会ビジネス市場の拡大

平成12年における市場規模は約20.8兆円、雇用規模は約56.6万人（平成14年度調査）と推計されています。なお目標の基準年である平成9年における市場規模は約11.8兆円、雇用規模は44.2万人と推計されています。（平成11年度調査。ただし、平成14年度調査とは、循環型社会ビジネスの対象分野の範囲が異なっており、単純には比較できない）。

(表3-8 循環型社会ビジネスにおける市場規模・雇用規模)

	平成9年	平成12年	対9年比
市場規模 (億円)	118,112	207,902 ※(114,916)	— (0.97)
雇用規模 (人)	441,517	566,295 ※(413,550)	— (0.94)

出典：我が国の環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の現状と将来予測について

(環境省調査：15年5月公表)により作成

注)※：( )内は、9年推計値との比較を行うために、9年差計値ではデータが無く  
差計されていなかった分野である「機械・家具等修理」及び「住宅リフォーム・修繕」  
を除外した値。

## (2) 評価と課題

① 循環型社会形成に向けた意識・行動の変化については、ともに顕著な変化は見られず、ほぼ横ばいの状況ですが、意識の割合に比べ行動の割合が低く、国民の自主的な活動への参加を促していくことが課題と言えます。

なお、意識・行動の変化に係る進捗状況の把握は、アンケート調査等で行っていくこととなりますが、国民の意識・行動の変化をより適切に把握するための方法を引き続き工夫していくことが必要です。

② 一般廃棄物の減量化については、12年度比 20%減を目指としていますが、家庭からのごみ排出量は、ここ数年ほぼ横ばいの傾向にあり、発生抑制などの減量化を一層進めていくことが課題となっています。

また、事業所からのごみ排出量には減少が見られており、今後の進捗を注視しつつ、引き続き取組を進めていくことが重要です。

③ 産業廃棄物の減量化については、再生利用量及び減量化量が増大していることに伴い最終処分量が減少してはいるものの、総排出量ではほぼ横ばい傾向にあります。一層の再生利用の取組とあわせ、廃棄物の発生抑制への取組が重要です。

④ グリーン購入の推進は、地方公共団体では実施率がほぼ横ばい(約 39%)状況です。地域における地方公共団体についての役割的重要性に鑑み、更なる取組が期待されます。

また、企業においては上場企業、非上場企業ともに実施率が向上しており、引き続き取組が進むことが期待されます。

⑤ 環境経営の推進については、環境報告書の公表率、環境会計の実施率は、上場企業・非上場企業ともに向上しており、引き続き取組が進むことが期待されます。

⑥ 循環型ビジネス市場の拡大については、平成9年と12年の推計値は、対象ビ

ジネス分野が違うことから単純な比較は困難ですが、対象範囲を整合させて比較すると、市場規模では 0.97 倍、雇用規模では 0.94 倍となっています。

なお、14 年度の調査結果では、現在及び将来に市場規模及び雇用規模の拡大が見込まれる分野として、廃棄物処理サービスの提供（一般廃棄物の処理、産業廃棄物処理、中間処理、収集・運搬）、再生素材資源有効利用（各種の中古品流通、資源回収等）があげられています。

### III 国の取組の状況

#### (1) 現 状

##### ① 自然界における物質循環の確保

「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づくバイオマスの総合的な利活用に向けた検討や取組が進められています。

##### ② ライフスタイルの変革

15 年 7 月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が成立し、16 年 9 月には同法基本方針が閣議決定され、関係府省が連携して「環境教育・環境学習の推進」の取組が進められています。また関係府省において、循環型社会に向けたライフスタイルの提案や 3R の推進など様々な普及啓発の取組が実施されています。

##### ③ 循環型社会ビジネスの振興

ア 国の各機関において事業者・消費者としてのグリーン購入の取組が実施されています。

イ 環境配慮型製品の普及促進のため、環境ラベリングなどによるグリーン製品の情報提供や環境 JIS の制定が進められています。

ウ 経済的手法に関し、ごみ処理の有料化の在り方について、中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会において、循環型社会形成のための一般廃棄物処理 の在り方に関する検討の一環として検討が進められ、意見募集がまとめられました。

エ 循環型社会ビジネス振興のための手続の合理化として、15 年 6 月に廃棄物 処理法を改正し、広域的なりサイクル推進のための特例制度の創設等を実施 しました。

オ 事業者の環境保全への配慮に関し、16 年 5 月に「環境情報の提供の促進による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」が成立し、環境報告書の作成、公表などの取組が促進されています。その他環境管理や 環境会計の導入など自主的取組の普及を促進しています。

力 廃棄物処理業者の優良性を評価する制度について検討が進められています。

キ 科学技術の振興については、廃棄物処理・リサイクル等に関する先進的な研究開発を支援しています。

#### ④ 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

ア 循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において審議が進められ、上記の経済的手法の活用のほか、全国的・国際的に適正かつ最適な循環的利用と処分体制の構築に向けた施策の方向性について意見具申案がまとめされました。

イ 容器包装、家電製品等の個別品目ごとのリサイクル法が施行されています。これらについて、17年の容器包装リサイクル法の評価・検討を皮切りに、順次見直しが行われることとなっています。

ウ 自動車リサイクル法が本年1月1日に施行されました。（予定）

エ 家庭系パソコン、二輪自動車の回収及び再生利用の仕組みを整備しました。エアゾール缶など処理困難な廃棄物の処理体制などを検討しています。消火器及びFRP船について、リサイクルシステムの構築に向けた検討が進められています。

オ 産業構造審議会廃棄物処理・リサイクルガイドライン等により、事業者の自主的な取組が促進されています。

カ 建設廃棄物等の再資源化等については、建設リサイクル法などにに基づき対策が進められています。

キ 不法投棄による生活環境保全上の支障の除去等を技術的・財政的に支援する仕組みが構築されました。廃棄物が適正に運搬、処理されたことを確認するためのマニフェスト制度の普及促進の取組が進められています。

ク 不法投棄対策については、廃棄物処理法を改正し、規制を強化するとともに、立入検査等の体制を強化しました。

ケ 国際的な資源循環への対応については、バーゼル条約等に基づく適正な輸出入管理を行うとともに、アジア諸国との連携緊密化のためのネットワーク構築の取組等を開始しています。また、国際的な資源循環のあり方に関し、産構審等において検討が行われています。

#### ⑤ 循環型社会を支えるための基盤整備

ア 循環型社会を支える基盤としての施設整備については、地方公共団体等によるリサイクル施設や最終処分場の整備を支援しています。国と地方の三位一体の改革の検討結果も踏まえ、平成17年度からは、従来の公害対策としての廃棄物処理施設整備への補助金を廃止し、循環型社会形成のための広域的な取組を進める新たな交付金を設ける予定です。

イ エコタウン事業によりリサイクルの拠点整備を支援しています。

- ウ 静脈物流については、総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）の形成を推進しています。
- エ 廃棄物発生量等のデータ整備については、一般廃棄物、産業廃棄物に関するデータを毎年公表しており、その公表時期の早期化に取り組んでいます。
- オ 環境教育・環境学習の指導者養成のための研修の実施や人材認定等事業の登録制度の運用などにより、人材育成を進めています。また、地球環境パートナーシッププラザの活用や地方環境パートナーシッププラザ（仮称）の設置、優秀な環境政策提言の行政施策への反映などにより、NGO・NPOとの協働の取組を進めています。

## （2）評価と課題

- ① 各分野において各府省により取組が進められていますが、循環基本計画に沿った取組の一層の強化が求められます。
- ② 国全体の循環型社会の形成に関する取組を総合的に進める観点から、関係府省間の施策の連携の強化が必要です。
- ③ 個別リサイクル法の評価、見直し時には、循環型社会形成の観点からの基本的、共通的な方向性を踏まえて、検討が行われることが重要です。
- ④ 循環型社会の形成に向けた施策の取組状況や進捗状況を国民に対して強力に情報発信していくことが必要です。

## IV 各主体の取組状況

### 1. NGO・NPO

#### （1）現状

- ① 民間団体を対象とした 14 年度アンケート調査の結果によれば、民間団体に期待される役割の中で重要と考えられているものは、「環境教育や環境学習」、「環境保全の実践活動」（共に 60.5%）、次いで「情報の提供・普及啓発」（38.7%）でした。  
また、環境保全に関する主たる活動分野として多くあげられていたのは、「地域環境づくり」（52.5%）、「廃棄物・リサイクル対策」（38.5%）でした。
- ② 同結果によれば、環境保全活動に関して協力している主体として最も多いのは、「地方公共団体」（65.3%）、次いで「有識者・専門家」（35.8%）、「NGO・NPO」（34.4%）があげられていました。
- ③ 市町村の廃棄物減量化に関する計画づくりに参加したり、企業と協力してごみの発生抑制の仕組みづくりを進めるなど、パートナーシップにより実効ある

活動を進めるNPOが出てきています。

- ④ イベント会場などにおけるリターナブルカップの導入やリユースびんの普及などの先進的な取組も展開されています。

## (2) 評価と課題

- ① 市民やNGO・NPOのごみ問題等循環型社会に関する関心と熱意は高いのですが、マクロで見た廃棄物排出量の減少という具体的な成果に結実していません。熱意を成果に繋げていくため、行政や事業者とのパートナーシップづくり、これを支える仕組みの整備や具体的な取組に関する情報の発信が重要です。
- ② 循環型社会の形成に向けた行動を促進するため、NGO・NPOが積極的に参加しやすい環境づくりを図ることが重要です。現状では、NGO・NPOの取組には限界があることから、支援方策の検討が必要です。
- ③ 専門的知識を持って政策提言を行っていけるような人材や団体を育成していくことが今後の課題です。
- ④ なお、今後、アンケート調査の質問項目の設定にあたっては、取組の課題を適切に把握できるよう検討していくことが必要です。

## 2. 事業者

### (1) 現状

- ① 事業者において具体的にどのような取組が行われているかを見ると、企業を対象とした15年度アンケート調査の結果によれば、「印刷等の削減」が85.1%、「オフィス廃棄物削減等」が84.1%。「産業廃棄物削減」が75.1%でした。これを業種別に見ると、製造業では、「廃棄物の発生抑制」が78.4%、同様に販売者では、「廃棄物の減量化等」が77.8%でした。これらの値は、前年度と比較してほぼ横ばいでいた。
- ② 環境経営の取組状況を見ると、15年度の環境報告書作成企業数は743企業（作成割合26.6%）（14年度作成企業数650企業（作成割合21.9%））、グリーン購入の取組状況は、25.1%（14年度20.1%）、何れも前年度と比較して向上しています。  
企業の規模別でみると環境報告書作成企業数は、上場企業で478企業（作成割合38.7%）（14年度450企業（作成割合34.0%））、非上場企業で265企業（作成割合17.0%）（14年度200企業（作成割合12.2%））、また、グリーン購入の取組状況は、上場企業で29.4%（14年度22.9%）、非上場企業で21.7%（14年度17.8%）でした。
- ③ 環境経営の実施に当たっては、LCAを導入した事業活動評価や、資源生産性などの包括的な環境経営指標の開発などにより、総合的に事業活動の環境負荷

を低減していくこうとする取組を行う企業も出てきています。

## (2) 評価と課題

- ① グリーン購入や環境報告書の作成に見られるように、事業者の取組は着実に広がりつつあり、一層の取組の進展が期待されます。
- ② 非上場企業では上場企業に比べて取組が進んでいない傾向が見られるので、一層の普及が必要です。
- ③ 事業活動に伴う環境負荷低減のために、総合的な指標を用いる取組も行われており、一層の進展が期待されます。標準的な指標の作成も今後の課題の一つです。

## 3. 地方公共団体

### (1) 現状

- ① 第1回目の点検ということもあり、47都道府県及び13政令市における循環基本計画を踏まえた、地域における循環型社会形成推進のための基本計画の策定状況調査を実施しました。その結果、
  - ア 「計画を策定している」が13団体、「内容を網羅する他の計画を策定」が16団体で、「策定していない」が31団体を占めています。
  - イ 策定していない団体の内訳を見ると、「策定予定」として7団体、「内容を網羅する他の計画を策定予定」として10団体、「策定予定なし」とする団体が14団体という結果です。
- ② 地域における循環型社会形成推進のための基本計画の内容を見ると、
  - ア 国の循環基本計画に沿った形で、物質フローや県民・事業者にとっての数値目標を掲げ、また、各主体毎の取組指標や数値目標等を示し、進捗状況を検証するためのフォローアップ体制が盛り込まれている計画があります。
  - イ 循環型社会を形成していくためには、計画以上に具体的な取組が重要との認識のうえで、具体的な実践行動を掲げている計画があります。

### (2) 評価と課題

- ① 地域における循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進すべき計画の策定が期待されていますが、この点での取組は十分とはいえない状況であり、計画策定の推進が課題です。
- ② 廃棄物処理計画など既存の計画の見直しの際に、循環型社会形成のための目標や施策を盛り込んで、地域における循環型社会の形成のための計画とすることも今後の課題の一つです。
- ③ 環境部局、廃棄物部局、企画部局等の関係部局が連携し、循環型社会の形成に向けた施策を適切に実行していくことが重要です。

- ④ 全体として国の循環基本計画に沿った方向で、地域の実情にあった施策を展開していくことが期待されています。

## V 全体的評価と課題

### (1) 今回の点検のねらい

今回の点検は、循環基本計画の最初の点検であり、計画策定の翌年に実施するものです。循環型社会形成のための数値目標については、統計的情報の入手可能時期の問題から、まだ13年度の値までしか集計できない項目も多く、現時点では、循環基本計画策定後の取組の進捗状況を評価することには困難があります。このため、計画の効果に限定せず、計画策定後に明らかになったデータを見つつ、近年の動向を評価するという視点も含め、評価を行いました。

### (2) 目標に係る進捗状況

物質フロー指標に関する目標に係る進捗状況を見ると、「出口」の指標である最終処分量は引き続き減少しており、目標に向けた着実な進展が見られます。「循環」の指標である循環利用率は、2001年から減少傾向が見られますが、これは、循環資源のアジア諸国等への輸出の急増を反映したものであり、全体としての循環利用は進んでいるものの、海外での循環利用が進み、国内での循環利用が減少する状況にあると見られます。「入口」の指標である資源生産性は、従来増加傾向にありましたが、2000年から減少傾向が見られます。大規模公共工事に伴う土石採取が数値を押し下げている可能性があり、単純に判断できない点に注意を要しますが、全般的な傾向として、資源生産性の伸びに停滞傾向が表れていると見られます。また、取組指標のうち廃棄物の減量化等に関する状況を見ると、資源回収を除いた一般廃棄物排出量は、事業所からの排出には減少が見られるものの、家庭からの排出は減少しておらず、また産業廃棄物も、最終処分量は減少しているものの、排出量は横ばいとなっています。

循環型社会形成推進基本法では、取組の基本原則として、第一に発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、最後に適正な処分を行うべきことを定めています。上記の状況は、再生利用等の循環的利用によって、最終処分量の減量化は進んでいるものの、資源生産性や廃棄物排出量の動向に見られるように、発生抑制は十分には進んでいないことを示しています。

### (3) 意識と取組の状況

一方、取組指標などにより循環型社会形成に向けた意識や取組の状況について見てみると、廃棄物減量化などに関する市民の意識は既に相当程度に達しており、

一層高まる傾向も見られています。また、事業者において、グリーン購入の取組や、環境報告書公表等の環境経営への取組が広がりつつあります。さらに、市民、企業、行政のパートナーシップを活かした具体的な取組も進められています。例えば、レジ袋の削減やリユース・カップ、リターナブル・ボトルの導入などの取組が始まっています。さらには、商店街において、家庭から出る生ごみの回収・堆肥化、有機野菜の栽培・販売を通じ、地域での循環型社会の形成と街の活性化に取り組む例もでてきています。今後、市民や企業の意識が具体的行動につながり、個々の行動が、市民、民間団体、企業、行政の連携により効果的にかみ合あっていけば、環境と経済の好循環を生じながら、循環型社会の形成の取組が大きく進展していくことが期待できます。

#### (4) 今後の取組の方向

このように、個々の意識を連携した行動へつなげることにより、発生抑制などの取組を進展させていくためには、具体的な取組手法や事例に関する情報提供を進めることや、関係者の適切な役割分担設定とインセンティブ付与のためのシステムを整備することが重要です。

こうした取組として、一般廃棄物の処理の在り方について、本審議会廃棄物・リサイクル部会において審議が行われ、先般、廃棄物処理の有料化の推進、循環型社会形成の観点からの処理システムの最適化等の提言を含む意見具申案がまとめられました。今後、この意見具申に従って、廃棄物の発生抑制をはじめ、循環型社会形成のための施策が進められることが重要です。

また、いわゆる個別リサイクル法に関しては、容器包装リサイクル法について、施行後10年に当たる本年に評価・検討を行うべく、昨年から、関係審議会において審議が開始されています。さらに今後、明年の家電リサイクル法をはじめ、順次評価・検討が進められる予定となっています。これらの評価・検討においては、上記の状況を踏まえるとともに、循環型社会形成推進基本法が規定する、第一に発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、最後に適正処分という優先順位を踏まえて、検討を進め、取組の強化を図っていくことが重要です。

#### (5) 國際的な対応

他方、上記の循環利用率の動きにも表れているように、近年、循環資源のアジア地域等における国際的な移動が増加しており、これにどのように対処するかが重要な課題となっています。循環資源の国際的な移動は、輸入側の国において資源として使用されることで産業活動に役立つ面がありますが、他方で、有害性のある廃棄物が含まれる場合には、違法に取引されたり、不適正に処理されたりすることにより、輸入側の国に環境汚染を引き起こすことがあります。この問題については、産構審等で議論が行われており、また、アジア地域の関係国間で不法取引防止等のための連携を強化するためのネットワーク構築などの取組が開

始されたところです。今後、関係国と連携しながら、環境汚染を生じない適切な資源循環の確保に取り組んでいくことが必要です。

昨年6月のG8シーアイランドサミットにおいて、リデュース、リユース、リサイクルの3つのRを通じて循環型社会の形成を国際的に推進することを目指す「3Rイニシアティブ」を我が国が提唱し、合意されました。このイニシアティブを本格的に開始するための閣僚会合が、本年4月に我が国において開催される予定となっています。循環型社会の形成は、今や国際的な課題となっており、各国における3R政策の推進、上記の循環資源の国際移動への対応、途上国への協力などを、総合的に検討し、推進していくことが重要です。我が国は、その経験と技術を活かしながら、閣僚会合の主催国として、積極的な役割を果たしていく必要があります。